

令和7年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務に関する仕様書

1 業務名

令和7年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務

2 業務の目的

福祉・介護サービスの需要は年々高くなっており、人材確保もますます必要になる中、今後生産年齢人口が減少し、人材不足の状態が続くと考えられる。

福祉分野の中でも身近な高齢・児童分野とは異なり、障がい福祉分野は「知らない」ことで就職先の選択肢となりにくく、障がい福祉分野を、さらにはその仕事を「知る」機会を増やすこと、ターゲット層に届くように伝えることが必要である。

そのため、民間企業の企画力を活かし、それぞれのターゲット層に向けた広報ツールの作成及びイベント等を実施し、現在及び10年後、20年後の将来を見据えた効果的な広報啓発を行うことにより、障がい福祉分野に興味を持つ人を増やすことにつなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

4 業務内容

以下(1)～(5)の各業務を総合的に実施することにより、各ターゲット層(※表1)すべてへの効果的な発信を行うこと。なお、実施に当たっては、全体を貫くコンセプトを設定し、発注者と協議の上で進めること。

表1 ターゲット層

A	学生(中・高・大学生)
B	20、30代の転職活動者
C	40代以上の再就職者
D	その他独自に提案する層

(1) 障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信、広報ツールの制作及び活用

(以下の中から「ア」を含んだ2つ以上)

- ア) Youtube動画制作(吹田市動画配信チャンネルを利用し公開)(必須)
- イ) リーフレット作成
- ウ) WEBサイトの制作
- エ) ゲーム等の開発(やり方等説明資料作成を含む)

- オ) 啓発グッズ(パネル・ロゴ等)の作成
- カ) その他、独自提案

- ※1 制作したツールを活用し、委託期間内に具体的な広報活動を行うこと。また、ウ)、エ)、オ)はフォーマットや活用の基準を整え、業務委託期間が終わっても、発注者が引き続き活用できるものとする。
- ※2 ア)については吹田市の動画チャンネル等との連携の可能性があるため、その際は発注者と協議の上で対応すること。

【提案を求める事項】

ターゲット層、具体的な実施内容・手法・スケジュール、目標値・効果検証の方法等

(2) 体験型イベントの開催

障がい福祉を「知る」、障がい福祉を身近に感じることができる、障がい福祉分野のしごとに触れることができる体験型のイベントを開催する。

※場所については応募者により確保するものとし、利用料等についても提案に含めること。

※業務遂行に当たり「参加者全員に〇〇を配布」等の集客方法は用いないこと。

【提案を求める事項】

ターゲット層、具体的な実施内容・手法・スケジュール、目標値(参加人数等)・効果検証の方法等

(3) 市報すいたでの「障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信」特集の企画

市広報課と協議のうえ、市報すいたの特集(令和8年1月~3月のいずれかの号で2~4ページを予定)で、障がい福祉分野におけるしごとについて効果的な発信を行う

(参考)市報掲載までのスケジュール

3か月前:レイアウト案等提出、前月上旬:最終校正

【提案を求める事項】

ターゲット層、具体的な実施内容等

(4) その他独自の提案

上記(1)~(3)に加え、効果的な魅力発信方法があれば提案に含むことが可能

【提案を求める事項】

ターゲット層、具体的な実施内容・手法・スケジュール、目標値・効果検証の方法等

(5) 効果検証

上記(1)、(2)、(4)の各目標値に対する目標達成度を示し、業務の効果検証を実施すること。

【提案を求める事項】

業務効果の分析・検証手法

5 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 業務を行うに当たり、発注者及び市内障害福祉サービス事業所と連携して実施すること。
- (2) 学校へ訪問して実施する出前講座等は提案者が調整を行うこと。
- (3) 本業務により人材確保に向けて取組む主とするサービスは、「障がい福祉サービス」であり、18歳以下の「障がい児を対象としたサービス」ではない。

6 本業務実施に当たっての留意事項

(1) 個人情報等の取扱い

- ・受注者は、本業務で知りえたいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。
- ・本事業で入手した個人情報を有する書類等については、本業務完了後、確実かつ速やかに廃棄、または消去すること。

(2) 権利の帰属

- ・本事業においてできた成果物の権利については、発注者に帰属するものとする。
- ・受注者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・受注者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(3) 業務実施体制

- ・管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要な経験、専門技術を有した人員を配置し、誠実に無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(4) その他

- ・受注者は、業務の実施に際して常に発注者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。また、発注者は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ・関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ・業務の再委託は原則禁止することとし、必要がある場合は発注者と協議し、発注者の承認を得るものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、事前に発注者と受注者が協議のうえ、決定する。
- ・委託業務に必要な資機材は、受注者が調達する。

7 業務完了後発注者へ提出するもの

(1) 提出物

- ① 実績報告書
- ② リーフレット、動画等の各種電子データ
- ③ その他発注者が指定するもの

(2) 納品場所

〒564—8550

大阪市吹田市泉町1丁目3番40号

低層棟1階 115番窓口

吹田市福祉部障がい福祉室計画グループ

8 参考URL

◆そーなんだ吹田～吹田がわかる50のデータ～:吹田市HP

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1018812/1026894.html>

◆吹田市障がい者支援プラン:吹田市HP

<https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1020207/1018856/1014836.html>

◆障がい福祉分野の人材確保・定着・養成の取組についてのご案内:吹田市HP

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1027476/index.html>